

緊急「臨時」号

平成 22 年 6 月 1 日発行

会報



子ども達の個に応じた教育、その成長を認めて！ 特別支援教育はインクルーシブ理念に反していない

～国際障害者権利条約の批准について～

全国肢体不自由特別支援学校 P T A 連合会

会長 濱川 浩子

(東京都立墨東特別支援学校 P T A 会長)

平成 22 年 4 月 16 日(金)に全国特別支援教育推進連盟で緊急の常任理事会が開催されました。三浦和理事長から現在内閣府で開催されている「内閣府の障がい者制度改革推進会議」についてのお話があり、全国特別支援学校長会(全特長)から開催状況などの説明がありました。それによると、国際動向と障害者権利条約の制定についての内容に、障害者権利条約の教育第 24 条は条約に批准する為、国会審議の上、法改正になるようだと、いうことでした。

4 月 26 日(月)には教育関係の関係省庁(文科省)、教育関係団体(推進連盟・全特長・全連小・全特協)のヒアリングが行われる為、加盟団体は各団体ごとに意見書を出して、協力をしてほしいとの要請がありました。

制度改革会議では、障害者制度の全ての権利についての協議が週 1 回のペースで開催され、大変早いペースで取りまとめられているそうです。

国際基準では日本の特別支援学校・特別支援学級などは分離と差別を禁止した条約に反しているとの見解であり、制度改革会議の席上では「廃止」との意見が多数と聞いて大変驚きました。

障害のある子ども達には障害に応じた配慮のある特別支援教育が必要であり、特別支援学校はけっしてインクルーシブ理念、共生社会に反する学校ではありません、全肢 P 連では毎年行われる全国大会の大会趣旨にもそのことは反映しています。

制度改革会議ではインクルーシブ理念に基づき特別支援学校、特別支援教育をご理解いただけないのは残念なこ

とです。同じように重症児の施設なども分離、隔離であるとして条例に反すると委員の方々の意見であると伺いました。4 月 26 日の教育関係者のヒアリングでは推進連盟の代表として、副理事長の大南先生と当会の佐竹事務局長が保護者としてプレゼンに望みました。ですが、その時間はたった 5 分ほどだったことから、どれだけ意見を取り上げていただけたかは不安が残ります。

特殊教育から特別支援教育への転換が行われたのも、近年の重度重複化の子ども達への教育と通常学校に在籍する子ども達への支援をするための制度改革でした。平成 19 年 4 月に教育基本法一部改正後、まだ 3 年です。

今回の緊急に「会報臨時号」を発行いたしましたのは、全国の保護者の皆様にもこの会議に関心を持っていただきたいと思つてのことです。

皆様にも今回のことについてはいろいろとご意見があると思いますが、議論する時間もないのが現在の状況です。インターネットで「内閣府の障がい者制度改革推進会議」で検索すると会議の議事録なども見ることができます。また、意見等のメールを発信することも出来ます。

特別支援学校は子ども達に必要です。そのことを社会全体がご理解くださるようお願いしています。

**障害種別の PTA 会長の
意見交換会を開催！
P2 から→**

「特別支援学校は教育の差別や隔離ではない！ 子ども達の学校をなくさないで！」…意見交換会

平成 22 年 5 月 19 日 (水) 10:00~12:00

全国心身障害児福祉財団内

司会進行 事務局長 佐竹京子

出席者

全国盲学校 PTA 連合会 会長 稲毛久美子

全国聾学校 PTA 連合会 事務局長 田中 澄雄

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会
会長 濱川 浩子

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会
会長 堀野めぐみ

全国病弱・虚弱特別支援学校 PTA 連合会
事務局長 坂田 紀行

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会
事務局長 佐竹 京子

全国障害種別 P T A 会長の意見交換会

【私たち保護者の意見を聞いて】

佐竹 今回の障がい者制度改革推進会議で協議している権利条約の第 24 条は日本の権利条約の批准ということですが

稲毛 これを読んで特別支援教育が権利を迫害しているとは思えません

坂田 インクルージョンの理念は 20 年くらい前から話題になっていたと思う、養護学校義務制になった時は在宅の子ども達が皆学校に行けて本当に良かった。

田中 学校を選択できることは当時も今でも変わらない

佐竹 30 年前、50 年前のお話が障がい者制度改革推進会議の理解の元になってますか

(全員) そうだね、あの頃とは違うのだけど

稲毛 制度改革の会議に教育者や保護者がいないのはおかしいですね

堀野 そうおかしい、私たち保護者全員で行きたい！

濱川 行きましょう(笑)

【学校現場を見て！】

堀野 制度改革会議の委員さんは特別支援学校を見たことがあるのかしら

佐竹 障害の重い子ども達の教育がどうやって行われているか見てほしいですね、学校現場を評価して、議論した上で、違法かどうか判断してほしい

堀野 私、ツイッターやっていますが、ある障害児の親御さんは、子どもを通常学級に入れたら不登校になってしまったそうです。親は、どんな障害があっても就学や進路の節目では悩みますよね、子どもの 10 年後を見据えて学校を選んだらいいと思う

稲毛 視覚障害の子は最初普通校へ行っても、弱視の子は小 3 くらいになると黒板が見えないとか、いじめにあつてとかで盲学校へ来ます。静かな環境で耳を澄ませて学ぶことが必要で、普通校ではできない

堀野 インクルーシブは必ず普通校へ行くのなら逆差別、外国の真似しないで日本の歴史を考えて法律を変えて欲しい、特別支援教育になってたった 3 年、ここでバラバラにするのはダメだと思う

稲毛 特別支援教育に皆さん要望があるよね、それはまだ整備途中ということよね

濱川 まだまだ整備しないと、特別支援教育で力をつけて通常学級へ行くとか、それで体調が悪くなったり、疲れたら戻ってきて、また頑張れそうだったら普通校へ行く方がいいですね、今は新入学時に無理して行きますよね

田中 インクルーシブ理念はサラマンカ宣言の文面に出てきた。それ以前インテグレーション(統合教育)論の導入で、耳の聴こえの悪い子どもの学校教育は聾学校に入学させるのではなくて、普通小学校に入学させるのが子どもの学ぶ権利を守り、地域に立脚した教育機関で、小さい時から共に学び共に遊ぶのが子どもの心身の発達上、大切なことだという運動があって、普通校へ入学させようという運動があった。

佐竹 昭和 50 年代ですね

田中 情報によれば、障害者基本法制定に向けて、教育の分野とのかかわりで就学について、学校教育法第 3 条の就学にあたっての学校選択について、保護者の意向を尊重し特別支援教育を行う教育機関に入ることを法的に支持するのは、障害のある子ども達の人権を侵害するおそれがあるとの考えが強く述べられ、この法規を阻止することが重要であると主張しているように文面からは読み取れる

佐竹 それは偏見ですよ、私も入学時には普通校に入れたいと思いましたが、普通校に入れていたら結局はお客さままで、本人は障害がコンプレックスになっていたと思う特別支援学校で友達とケンカしたり、お互いを思いやったりする経験は大事、普通校を選ばなくて良かったと思う。

【同じ場所にいるから平等ではない！】

堀野 選択する権利はあると思う、どこを選んでも良いのがインクルーシブ教育だと思っていた、全てを廃止(学校を)して、通常の学校に入れるのは乱暴！子どもに合った教育を受ける権利があると思う

坂田 特別支援教育は良い方向に向かっている、壊されてしまうと保護者は不安に思う、病弱の子ども達は医療だけでなく、教育がしっかりなされないとね

濱川 共に学ぶ理念は良いけど、教育にそれを持っていくのはちょっと違うと思う、私もどこを選んでも良いと思っていた、将来的に社会全体でインクルーシブを作っていないと、特別支援学校を廃止してせっかくいられる場所がなくなるのは不安、うちの子はあと3年で卒業だけど、その後の特別支援学校の子も達がどうなるのか不安、私たちの子はゆったりとした空間で育っている、その育ちを認めて欲しい、特別支援学校を拒否されるのはとても心外！
稲毛 同じ場所にいることが教育の平等なんて形だけです。いじめの対象になる。

【特別支援学校を廃止しないで！】

佐竹 特別支援学校の廃止と教育の格差について伺います。

稲毛 普通校に行ってる子もいるけど、点字のボランティア探しや、総てが親の負担になる、最初は親が頑張るけど、子どもが育ってきて、ものが判るようになって子ども

が盲学校へ行きたいと言い出すので親が反対してもダメ、転校してきてイキイキしてます。

堀野 発達障害の子も小さい頃は普通校に行っても、高校くらいになると特別支援学校に入ってくる、でも初めから特別支援学校で学んだ子とでは成長が違う

濱川 そうだと思う、親は自分の満足で学校を選んじやいけない、子どもが18歳、20歳になった時の成長を考えてほしい

堀野 意思表示が出来る子はいいいけど
(全員)だから子ども目線が大事なよね

佐竹 少なくとも教科目標が障害のない子と同じに理解出来ることは必要でしょう、アメリカでは週の三分の2を通常のクラスで一緒にいる権利がある、でも自閉症傾向のお子さんは23%くらいしか達成できないと分析されている、他の日はどこにいるのか、教員の配置ですらどうなっているか見えない、場の統合だけではどうにもならない

田中 日本聾話学校が町田にあるんだが、ここは母子で入れる宿舎もある、地方からも親御さんは盲学校へ入れるため転居してくる、聾は早期教育が大事、早期教育は乳幼児時期から、特別支援教育が法律で侵害されてはいけない

堀野 障害があるからと言って不幸ではないわよね

稲毛 不便なだけよね

濱川 肢体では不自由だねと、言ってます。(笑)

【義務教育後の不安】

稲毛 盲学校では高校卒業後あん摩針灸を学ぶ専修科があってここから就労のルートある、学校にパイプがあるから、社会参加の道が繋がっているのにどうなるんだろう

濱川 肢体不自由も一般就労は難しい

田中 聴覚障害は高等学校で理美容、歯科技師、木材加工機械科の職業訓練をする



濱川 特別支援学校がなくなったら、就労も自分で探すのかな

田中 制度そのものをパーにするのか？そこまではしないと、条件整備のステップを踏まないといけない、今の制度を充実したものにするのが一番いいだろう

【時間をかけて議論をして！】

田中 聴覚障害の学校が教育の活動、内容、指導が権利侵害に値するか弁護士会が見学しに来たことがあったが、その後権利侵害だと言う報告はない

濱川 特別支援教育は私たちの子の教育の権利だと思う

坂田 21世紀は特殊教育の時代から、特別支援教育に転換したと把握している。

また、病弱の子は病院で学び通常学校へ帰ることになる、特別支援教育は特殊教育よりも更に通常の学校の中でも理解されていくと親御さんたちは喜んだ、廃止はビックリ、是非存続させて

稲毛 まだ特別支援教育は整備途中だから、課題もあるけど、インクルーシブの理念だけでは通常学校の中で出来ない、特別支援教育を充実させてほしい、通常の学校の親は自分の子どもの教育が出来ないと言い出す。それが却って不平等やいじめになる

濱川 理念だけの法改正は危険です、もっと落ち着いて専門部会を立ち上げて、保護者の意見を聞いて欲しいです。

佐竹 医療的ケアの整備の時も10年近くかけて、医療関係者と教育関係者が話し合い、私たちも何度も要望書を持って説明したり、ヒアリングをしたりと時間がかかったものです。急速な整理は制度が崩れます。一度崩れると、また30年～50年整備にかかるのではないかと思う

【親離れ子離れは大切】

佐竹 寄宿舎は親子分離をしてはならない法令に触れると思いますか

稲毛 県に1校しかないところも多いので、舎は就学保障になります。

堀野 育児放棄していると見られるのかも

濱川 肢体は動けないから、つい手取り足取りやってしまうので、思い切って寄宿舎へ入れることで親が思いもしない成長があったりします。

稲毛 障害の重い子ほど母親がべったりと抱えてしまう、舎に入って親も子離れする

佐竹 この場合の親子分離の禁止は外国の強制的な分離と

かのことでしょうか

堀野 そうかも、国の習慣とかの違い？

【早期の気づきが大切】

佐竹 就学児検診は差別にあたると思われますか

坂田 差別にはあたらないと思う、早くに障害に気づくことは大事、検診は無駄じゃない

佐竹 4月26日に行われたヒアリングの匿名保護者Aさんは就学児検診を税金の無駄使いだと主張していましたが

堀野 匿名ってなに

濱川 本当に親かどうかわからないですよ

稲毛 どの誰だかわからない人がどうしてヒアリングに来れるの

佐竹 内閣府の招致でした、そういう誰だかわからない人の意見を制度改革会議は取り上げて法改正するのは納得できないですね

濱川 顔も名前も出さないなら意見を言うべきじゃないですよ

(全員) そんなのおかしい

佐竹 社会全体の理解も進んでいません、自閉傾向の子どもだって少し前まで躰が悪いとか言ってましたよね

田中 母親の愛情が足りないと言われていた

稲毛 視覚障害の子は触ることからはじまる、視覚障害の子は消極的な子が多いから、なかなか自分から関わりを持つとうとしない、点字の習得、補助機器の使用、自立歩行訓練などは早期からはじめる事で学習効果があります。

堀野 検診は1歳半と3歳、就学児検診しかない、早くに発見してケアしないと、どんどん状態が悪くなる、早期に発見しないと子どもの将来の成長に差ができる、差別なんかじゃない

濱川 肢体より知的発達のお子さんの方が見つけにくいから検診は必要ですよ

堀野 幼稚園、保育園で先生が気が付いても、親はなかなか認めないって聞きました。

【教育に空白を作らない】

堀野 障害はある日突然治ったりしないから

濱川 大きくなったら障害が治ると思っている人いるのかな、学齢が上がると益々困難が増えます。肢体は特に機能が成長に追いついてこないことが多いですね、小さい時から自立活動やリハビリをしても中学生くらいになると維持するのが精一杯、普通校でなにもしなかったらど

うなるんだろう

佐竹 重度の子は訪問か病院、他の子は無理でも普通校へ行くとして、障害のある子が騒いだら誰かが外に出てお散歩するとか、それでは成長期に必要な教育を受けているとは言えないですね

濱川 一人一人の教育の権利を認めて欲しい、普通校でインクルーシブをやるには教育費はどのくらい膨大になるか考えてないと思えない、予算がないから障害児には教育はいらぬような風潮ができれば困ります。

稲毛 人格形成にも特別支援教育は必要

(全員) とてもいい意見ですね

田中 教育に空白ができると結局は子ども達に影響が出る、子どもの成長は待ってくれない。

(全員) それだけは避けたい

佐竹 最後に「障害」と言う表記についてご意見はありますか

濱川 ひらがなになっても漢字を変えても、障害があることは変わらないのでこのままで良いと思います。ある程度社会に定着してると思っていました。

佐竹 今日はいろいろなお話しが出来ました。最後に皆さんから、今後もこのような集まる機会を設けPTAが力を合わせたいとのお言葉がありました。有難うございました。



障がい者制度改革推進会議 開催状況及び今後の開催予定

- ・第1回：1月12日 [委員顔合わせ・検討課題の確認等]
- ・第2回：2月2日 [障害者基本法]
- ・第3回：2月15日 [障害者自立支援法・総合福祉法(仮称)]
- ・第4回：3月1日 [雇用、差別禁止、虐待防止]
- ・第5回：3月19日 [教育、「障害」の表記、政治参加]
- ・第6回：3月30日 [司法手続き、障害児、医療]
- ・第7回：4月12日 [交通、建物、情報アクセス、所得保障、障害者施策の予算確保]
- ・第8回：4月19日 関係団体ヒアリング(障害者関係12団体)
- ・第9回：4月26日 関係省庁・団体ヒアリング(文科省・教育関係団体
[特別支援学校長、小学校、障害種別PTA等]、法務省、総務省)
- ・第10回：5月10日 関係府省ヒアリング(厚労、総務、国交省)、内閣府からの報告(「障害」の表記等)
- ・第11回：5月17日 関係省ヒアリング(外務省)、(第一次意見骨子案提示)
- ・第12回：5月24日「第一次意見」(障害者制度改革の基本方向と方針) 推進会議案の討議

.....
<以下予定>

- ・第13回：5月31日「第一次意見」討議
- ・第14回：6月7日「第一次意見」討議[※6月14日予備日]
- ・6月「第一次意見」を踏まえた障がい者制度改革推進本部の方針決定、閣議決定

障がい者制度改革推進会議

議長 小川 榮一 殿

障がい者制度改革推進会議における協議に対する主な意見

全国特別支援教育推進連盟

理事長 三 浦 和

会議の委員に障害者が選ばれていることは評価しますが、意志表示ができる人に限られ、意志表示が明確にできない人・その保護者が選ばれていないことが本意です。今後のまとめには、意志表示が明確でない人の思いや願いを必ず加えてくださることを強く要求します。

私たちは性急な教育改革を望んでいません。どのような目的で誰のために改革をしようとしているのかわかりません。障害のある子どもたちが、安心・安全に学校生活を送れる環境を望んでいます。安全・安心な環境で、心穏やかな学校生活を送れるのは、小学校・中学校の通常の学級ではなく、障害の状態に応じた環境を設定してある盲学校、聾学校を含む特別支援学校・特別支援学級です。

そして、私たちは盲学校、聾学校を含む特別支援学校・特別支援学級を選択し、わが子にふさわしい教育が受けられ、自立し、社会参加ができることを願っています。

決して、小学校、中学校に籍がないことを差別であるとは思っていません。したがって学籍の一元化には反対です。

また、障害のある子どもとない子どもとがいつも一緒にいることが機会均等であること、平等であることとは考えていません。同じ場所にいなくても障害に応じた適時適切な教育が受けられることが、機会均等、平等であると考えています。

そのため特別支援教育をさらに充実し、子どものニーズに応じた教育を行うことが良いと考えています。特別支援学校の施設・設備をより良く整備し、教育の専門性を今のレベルより高いものにするなど条件整備をさらに進める必要はありますが、盲学校、聾学校を含む特別支援学校・特別支援学級をなくしてしまうことには断固反対します。

なぜなら、わが子が安全で安心して通える、生活のできる場、学校が奪われてしますからです。昭和54年（1979）の養護学校教育の義務制以前の状態には戻してほしくありません。学校へ行けないみじめさは、再度味わいたくありません。

医療的ケアが必要な子ども、移動が自分でできない子どもなど小学校・中学校の通常の学級の中では、とても学習や生活ができない子どもたちがたくさんいることを考慮して、協議がなされているとは思えません。医療的ケアが必要な子どもを通常の学級でどのようにしようとしているのか、生命の保障があるのか疑問がいくつもあります。

そして、音、光、臭い、人の圧迫感など私たちとは感覚の受け止め方が違う感覚が過敏な子どもたちがたくさんいます。この子どもたちを小学校、中学校で無理やり生活させることは、その場から逃げ出したりストレスを溜めたりすることに繋がり、二次障害をおこす心配があります。

また、障害の種類や状態に応じたコミュニケーションの手段を獲得していくためには盲学校、聾学校を含む特別支援学校などの教育に期待するところが大きく、外部の専門家と連携した更なる専門性の向上を望んでいます。これらのことは小学校・中学校の通常の学級では、とても望める状況にはありません。職業教育、進路指導についても、盲学校、聾学校を含む特別支援学校にいて生徒一人一人の適性に応じた指導、支援が常時行われています。このことについても盲学校、聾学校を含む特別支援学校に代わるものはありません。

全国特別支援教育推進連盟「常任理事会」報告

於：ナーベルお茶ノ水会議室

平成22年4月16日（金）の夕刻、常任理事会が緊急的に開催されました。全国特別支援学校長会兵馬事務局長から「障がい者制度改革推進会議」の状況等のご説明があり、各団体から質問、意見がありました。

加盟団体は19団体、今回の制度改革は障害者制度そのものの見直しが協議されています。福祉、労働等の制度も見直しとの見解が報道されていますが、あまりに拙速な協議であり、この会議には福祉関係者、教育関係者もいないため、会議そのものあり方も問われているようです。

また、報道にもあまり載らないため知らない方も多いのではと思います。制度改革には社会の周知と協議する時間が必要です。

同月30日（金）には26日の「教育」に関するヒアリング報告がありました。

全国特別支援学校長会 全国特別支援学級設置学校長協会
全国盲学校PTA連合会

全国聾学校PTA連合会 全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 全国病弱虚弱教育学校PTA連合会

全日本手をつなぐ育成会 日本肢体不自由児協会 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

全国重症心身障害児(者)を守る会 全国視覚障害児(者)父母の会

全国聴覚障害者親の会連合会 全国病弱・障害児の教育推進連合会 (加盟19団体)

《4月26日の教育におけるヒアリング報告（一部要点抜粋）》

特別支援学校は差別、分離である、廃止または段階的廃止と伺い、特別支援学校はインクルーシブ教育に反するような印象を受けました。盲、聾、特別支援学校、特別支援学級は子どもたちに必要です。通常の学校に通学していなくても 差別や分離とは思っていません。

また、準ずる教育とは子どもたちの力に合わせて、教育課程を幅広く考えて工夫ができることと、私たちは理解しています。教育に子ども達が合わせられるのではなく、教育が子ども達に合わせてきたのです。

重度の子どもたちには準ずる教育がなければ教育が受けられないこととなります。

学籍の一元化も困ります、通っている学校に学籍がないということは、学校ではありませんので、予算がつかません、教職員、看護師、専門指導員などの人員確保ができないと思います。特殊教育と言われた当時は、養護学校も子どもたちの教育を学校の中の問題と考えていたと思います。

でも、今は違います、子どもたちを擁護し、地域社会に守られる学校ではなく、特別支援学校が地域社会を啓発し、貢献することが望まれています。障害児本人だけではなく、家族、兄弟支援も特別支援学校が担っています。

教育・医療・福祉・就労・IT機器の活用、さまざまな専門指導員の活用、子どもたちの周りには支援のネットワークが必要です。特別支援学校も社会全体の中のネットワークのひとつとお考えください。

保護者も、現時点の特別支援教育に満足しているわけではなく、まだ、整備途中であると思っています。本当の整備はこれからではないでしょうか、インクルーシブの理念を教育だけに持ち込み整理するのではなく、誰もが共に生きる、共生社会を社会全体で目指していただきたい。日本独自の習慣や文化、経済に応じた特別支援教育を、皆様のお力をもって法整備をしてください

ボストンマラソンで日本の土田選手が優勝しました、土田選手はご自分の障害に配慮したトレーニングを積み、優勝という結果に繋がったのではないのでしょうか、パラリンピックは障害に応じて細かく競技が分かれています。特別支援学校はパラリンピックとお考えください。自分の障害に合った工夫、障害に配慮した教育を受けて、生きる力をつけて社会へ巣立っていけるのだと思っています。

【発言者】全国特別支援教育推進連盟代表

(全肢P連事務局長) 佐竹京子

三浦和理事長のあいさつ



障害者の権利に関する条約

- ① 経緯
 - ・平成18年12月 国連総会において採択
 - ・平成19年9月28日 署名
 - ・平成20年5月3日 発効
 - ※計144カ国・機関が署名済み、うち85カ国が批准
(平成22年5月現在)



- ② 教育に関する規定(第24条等)
 - 包容する教育制度(inclusive education system)
 - 合理的配慮の提供(reasonable accommodation)

- ③ これからの見通し
 - 可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。(政府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。)

障がい者制度改革推進会議(第5回[3/19開催]) における主な論点(教育関係)①

1. 障害者基本法
 - ① 総則規定中、教育のあり方を障害者権利条約(以下「条約」)に即して規定すべきか
 - ② 基本的施策の各論(教育)中、通常学校及び通常学級における合理的配慮について規定すべきか
2. 教育基本法
 - ・教育の機会均等に関する第4条第1項(※)中、「障害」を追加すべきか
※「…人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」
3. 学校教育法
 - ① 特別支援学校において通常学校に「準ずる」教育を行うことが、条約に規定する差別に該当するか
 - ② 特別支援学校に寄宿舎設置義務があることについて条約に違反するか
 - ③ 特別支援学級に関する規定はインクルーシブ教育システムに合致するか
 - ④ 障害のある子どもの就学先の決定について政令に委ねていることが適当か
 - ⑤ 「障害に基づく分離」制度の廃止について
 - ⑥ 障害のある子どもの地域社会にある学校への学籍の一元化について
 - ⑦ 就学先決定に関する本人・保護者の選択権の保障について

障がい者制度改革推進会議(第5回[3/19開催]) における主な論点(教育関係)②

4. 合理的配慮の具体化
 - ① 合理的配慮の具体的内容の決定に関するプロセスについて
 - ② 合理的配慮の内容に不服がある場合の異議申立て手続きについて
5. 聴覚、視覚に障害がある場合の教育
 - ① 手話言語学習権の保障と教育のあり方について
 - ② 手話又は点字についての適格性を有する教員の確保について
 - ③ 教育におけるあらゆる形態様式のコミュニケーション保障について
6. 特別支援教育
 - ・特別支援教育の評価と今後の在り方について

＝編＝集＝後＝記＝

今回は全国の障害種別PTA連合会のPTA会長と事務局にお集まりいただき「内閣府の障がい者制度改革推進会議」についての意見交換を行いました。

また、全国特別支援教育推進連盟の緊急的な「常任理事会」の様子と内閣府の障がい者制度改革推進会議のヒアリング開催

動向、要望などの資料を取りまとめております。

子ども達の教育をあきらめない為にも全国皆様には是非ご一読いただき、情報を共有したいと思います。

〈事務局長 佐竹京子〉